

動向・資料紹介

貞享の半知における家臣団 福井藩政史研究ノート

吉川喜代江*

はじめに

- 1．貞享の半知
- 2．家臣団と知行制
 - (1) 半知直後の家臣団
 - (2) 家臣団と知行高
 - (3) 知行制の変化
- 3．おわりにかえて

はじめに

徳川家康の二男・結城秀康を藩祖とする福井藩は、家門としての家格をほこり、加賀前田に次ぐ68万石¹⁾という大藩であった。しかしながら、その藩政においては、第2代藩主忠直の隠居²⁾、さらに第6代藩主綱昌の改易という憂き目にあっており、そのたびに藩領の一部が没収された。特に1686年(貞享3)に綱昌が改易され、当時47万5280石あった藩領がほぼ半減したことは、福井藩に決定的な打撃を与え、その後の藩政に多大な影響を与えた。

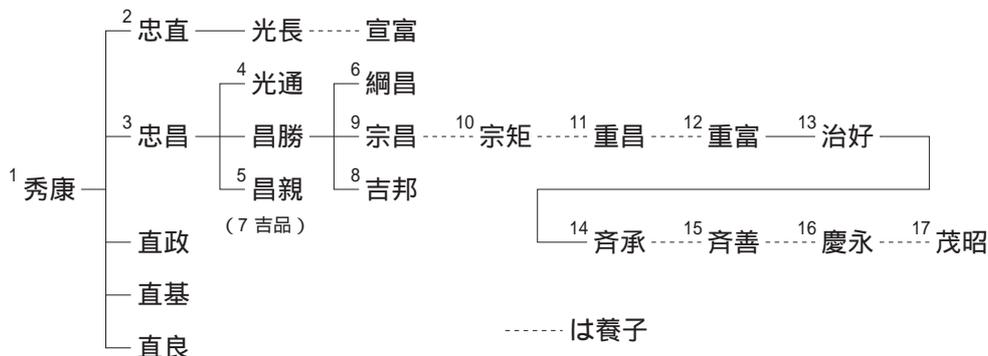
この半知によって、家格や藩領、家臣団、知行制などは大きく変化した。当然、事件の背景からすべて検討すべきところであるが、このことについては、既に、舟沢茂樹氏の研究³⁾や『福井県史』通史編⁴⁾でも取り上げられており、それらを参考にさせていただき、今回は家臣団と知行制にのみ焦点を当てて考察してみたい。

1．貞享の半知

1674年(延宝2)福井藩第4代藩主光通の跡を継いで第5代藩主となったのは、当時吉江藩主であった昌親であった。光通および昌親と松岡藩主の昌勝は兄弟であったが、昌親は兄の昌勝に気兼ねしてか、藩主の座につくことを固辞したようだ⁵⁾。そのためか、昌勝の長男であった仙菊(綱昌)を養子としたのである。かくして仙菊は75年に元服し、従4位下に叙せられ、侍従に任命され、越前守を兼ねた。そして將軍家綱から偏諱を賜り名を綱昌と改め、翌年、家督を継いで第6代藩主となった。この時綱昌は17歳、後見役となった昌親は36歳で、光通の跡を継いでわずか2年しか経っていなかった。

* 福井県文書館企画主査

図1 福井藩主系図（『福井県史』通史編3より）



その後、綱昌は無難に藩政を行っていたようだが、81年（天和1）3月15日、江戸城から戻った後発病し、以後藩邸に引きこもり、登城することも帰国することもなかったという。そして、第5代將軍綱吉の治世下⁶⁾にあった86年（貞享3）閏3月6日、徳川一門の有力大名であった綱昌は改易され、47万5280石の領知を没収されてしまった。代わって前藩主の昌親（後の吉品）が新規に25万石で再封されたが、福井藩の藩領はほぼ半減してしまい、家格も著しく低下してしまった。この事件は一般に貞享の半知、あるいは貞享の大法などと呼ばれている。

改易の理由は、『徳川実紀』によると「失心せるをもて」とあり、「家譜」には「気色宜しからず」とある。すなわち精神的な病気を理由としているのであるが、昌親と綱昌の不和による昌親の陰謀説などもあり⁷⁾、このことについては別の機会に考察してみたいと思う。

2. 家臣団と知行制

(1) 半知直後の家臣団

半知を言い渡された昌親は、1686年（貞享3）閏3月6日、早速福井へ使者として家臣の滝明矩と石川成政を遣わしており、11日には福井へ綱昌改易の知らせが届いた。さらに、4月13日には江戸よりの使者である奏者番の荻野政封が福井に到着し、15日に昌親の意志を次のように家臣団へ申し渡した（「家譜」）。

先月廿八日二御領知之御礼御首尾克被仰上候、爰元御屋敷無別条其許静之旨追々被聞召御満足被遊候、今度被仰出趣二候得者御家久敷侍共之儀候間何卒被召仕度被思召候得共、御高大分減候得者難及御手当其段御難儀千万思召候、何も侍共迷惑可仕旨御不便被思召候、御相談之上二而追々可被仰出候、先夫迄八其身共之為二も候条何茂噪敷無之様二仕可罷在候

つまり、家臣については、何とか召し抱えたいが、半知によってかなり領知高が減ってしまったので、今までどおり手当できない。ただし、そのことについては追って知らせるので、それまでは騒がないようにという内容である。

その後、6月6日には、江戸よりの使者である家老の稲葉正信が福井へ到着し、暇を出すことを家臣へ10日に申し渡している（「家譜」）。

今度新規御領知被仰出候、何茂御家久敷者共二有之候間不残被召仕度被為思召候得共、只今之御高二而八難及候故不被召抱候、何茂迷惑可仕旨其段別而御憐愍被為思召候、今度不被召抱候付御城下御領分之内又者一類共何方二成

共罷在儀少も不苦候、屋敷明候儀も勝手次第緩々と差上可申候、以上

つまり、何とか家臣についてはすべて召し抱えたいのだが、今の領知高ではすべてを召抱えることはできないので暇を出す。城下にそのままあっても構わないし、屋敷もゆっくりと明渡せばよいと申し渡しているのである。

そして、11日には、残留の家臣団に対しても給禄の半知を申し渡した（「家譜」）。

今度御領知被仰出趣二候得者何茂新規被召仕候、只今迄被充行高^方半減被成下候間可得其意候、何も迷惑可仕与御不便思召候得共、今程之御高二而者被思召候様二八難被成候条、諸事輕仕可相勤候、以上⁸⁾

すなわち、改易となったので残留の家臣団は新たに召し抱えられることになるわけであるが、藩の領知高が減ったので、今までどおりにはいかないということを書き渡しているのである。そして、このあと家臣団に、原則的には知行高は半分とすること、ただし高が少ない150石取は100石とし、100石取はそのまま100石、50石取もそのまま50石とすることを申し渡している（「家譜」貞享3年6月11日条）。

（2）家臣団と知行高

家臣（士分）には知行取の他、扶持米取・切米取があるが、さらに下級武士である卒分や陪臣などを加えると広い意味の家臣はかなりの数になる。本稿は、その中で特に士分を対象にしたいと思う。

半知前の家臣団数については、「清浄院（綱昌）様御代給帳」⁹⁾（以後「綱昌給帳」）をみると、士分は知行取554人、扶持・切米取158人の計712人であった。次に、半知後の家臣団数についてみると、昌親（吉品）が第7代藩主になった時の「探源院（吉品）様御再勤後給帳」¹⁰⁾（以後「吉品給帳」）によると、士分は知行取264人、扶持・切米取213人の計477人となっている。

この両給帳の知行取の内訳をみると、表1のようになる。「綱昌給帳」より半知までの間には期間が

表1 福井藩知行取の構成

知行高	綱昌		吉品	
	人	%	人	%
1万石以上	2	1.8	1	0.4
5,000～1万	8		0	
4,000～5,000	2	8.1	2	7.2
3,000～4,000	3		2	
2,000～3,000	7		4	
1,000～2,000	33		11	
900～1,000	3	11.8	2	8
800～900	6		3	
700～800	12		1	
600～700	10		4	
500～600	34	25.6	11	8.3
400～500	32		6	
300～400	110		16	
200～300	121	21.8	39	14.7
100～200	165	30.9	156	61.4
100未満	6		6	
計	554	100	264	100

注 「綱昌給帳」「吉品給帳」より作成。

あり、また、例えば「綱昌給帳」に1677年（延宝5）に失脚した飯田主米¹¹⁾の名があるように、家臣団内では絶えず昇進・降格、時には廃絶が繰り返されていたことを考えると、単純には比較できないのであるが、ともかく、半知後、1万石以上の知行高を有していたのは、4万石から2万石となった本多長員一人だけとなってしまった。また、綱昌時代に1000石以上の高禄者が55人（9.9%）、300石未満の少禄者が292人（52.7%）であったのに対し、吉品時代には高禄者が20人（7.6%）、少禄者が201人（76.1%）となっており、ともに人数は減っているものの、給人総数の比率から考えると、少禄者の比重が増大している。このことについては、『福井県史』の中で、初代藩主秀康から光通にいたる知行取の構成は時代が下るにつれて、上級の知行取が減り、下位とりわけ200石台以下の層が増えていることが指摘されており¹²⁾、この事件後、給人の零細化が一層加速したことがわかるのである。

このことについては、舟沢氏の論文でも明らかにされている¹³⁾。

また、領知高に占める知行高の割合についても、両給帳より計算すると、綱昌時代が62%であったのに対し、半知後は43%に減少している。このことについても、『福井県史』によると、秀康時代の割合が80%、光通時代が68%となっていること¹⁴⁾から、やはり半知後もその傾向が一層強まっているのがわかるのである。後述するが、この事件をきっかけに地方知行制のあり方も大きく変わったので、藩の領知減のしわよせが、直接、家臣団を襲うことになった。

次に「貞享の半知」により暇を出された家臣団について「半知二付減員覚帳」¹⁵⁾によってみると、士分については、知行取は202人、扶持・切米取が92人の計294人の家臣団に暇が出されている。前述と同様、単純な比較はできないのではあるが、「綱昌給帳」の約41%の家臣に暇を出していることになり、半知の結果、藩領のみならず家臣団数も半数近く減っていることになる。ともかく、約41%の家臣団が暇を出されたということで、居住していた城下の毛屋町・木田町などはすっかりさびれてしまい、足羽川を往来する毛屋繰舟も止められてしまったようだ¹⁶⁾。

ところで、「吉品給帳」と「半知二付減員覚帳」の人数を足した数と「綱昌給帳」の人数とは、かなり数の開きがある。これは、前述したとおり「綱昌給帳」から半知までの時間に家臣団の変動があったことや、改易後、江戸の鳥越屋敷に移った綱昌に随った家臣、あるいは千本長右衛門のように半知により一度暇を出されたが、再び召し抱えられた家臣、また、吉品時代に新たに召し抱えられた家臣などがいるからだと考えられる。

さて、減知となった家臣団についてだが、実際に「綱昌給帳」と「吉品給帳」を比較すると、基準通り高が半分となっているものが多く、200石取の者まで100石となっている。しかし、そうでない者の人数も多い。例えば、酒井玄蕃の例を見てみると、「綱昌給帳」では8050石で、「吉品給帳」では4050石となっており、きっちり半分とはなっていないのであるが、87年(貞享4)の「酒井玄蕃宛書出」¹⁷⁾を見てみると、高は4025石となっており、基準通り半分になっている。したがって「吉品給帳」で4050石となっているのは、87年以降に加増されたものと考えられる。このような例を考えると、半知時の例外は少なかったのかもしれない。しかしながら、皆川多左衛門は「綱昌給帳」でも「吉品給帳」でも高は変わらず1000石となっている。多左衛門は昌親が吉江に入った時に付人として随った家臣であるが、明らかに優遇されていることがわかる。

(3) 知行制の変化

「貞享の半知」の際、残留した家臣団は知行高が半減したのみならず、藩の知行制そのものが変質することになり、さらに大きな打撃を受けることになった。

知行の方法は大きく分けると2つある。1つは実際に知行地を与える「地方知行制」、もう1つは藩から現米を支給する「俸禄制」である。福井藩は「地方知行制」をとっており、家臣(給人)が直接知行地から年貢米を収納していた。そして、彼らは藩祖秀康時代には、年貢率の決定や法度の制定、山や川の支配権、百姓に対する裁判権など強力な権限を有していた。しかし、その後、藩からの借知や割替などにより給人の知行地に対する権限は徐々に制限されてきていた。

また、半知前までは、『国事叢記』(貞享3年6月11日条)に「是迄者知行分不残御朱印、御半知よ

り御書出」とあるように、藩主より次のような知行宛行状が出されていた。

松平綱昌知行宛行状¹⁸⁾
(包紙)
 彦坂又兵衛とのへ 『重庸』
(異筆)
 充行領知事
 高合三百石者
 右如先規全可知行者也
 延宝五丁巳年十二月日 (朱印)
(松平綱昌)
 彦坂又兵衛とのへ

しかし、半知後は次のように変わっている。

彦坂又兵衛宛書出¹⁹⁾
(包紙)
 彦坂又兵衛殿 『重庸』
(異筆)
 覚
 高二百石
 右之通被下置御蔵出二而相渡候間可被得其意候、御朱印者重而可被下旨候、已上
 貞享四年卯七月日 根来 半兵衛
 大谷儀左衛門
 彦坂又兵衛殿

このように、藩主の朱印はなくなり、奉行人から発給されている「書出」に変わったのである。文中に「御朱印者重而可被下旨候」とあるが、実際には行われなかった。

また、「御用諸式目」(1691年 元禄4²⁰⁾)によると、

- 一 知行高六百石より以上八地方、
 高千石二一円村一ヶ所宛被割渡之、其内山川共ニ支配之儀八本多孫太郎
 一人之外不被許之
- 一 知行高五百五拾石より以下八御蔵出、但其年之御蔵免惣平均二而被下 右貞享三寅年依為
 当御代始、翌年卯二月奉稲葉采女御家中拜知之地方割出来之節、如此可被定下旨被仰出

とある。すなわち、それまではすべて「地方知行制」であったのが、半知後600石以上が「地方知行」、550石以下は「御蔵出」となってしまったのである。これを「吉品給帳」にあてはめてみると、「地方」は30人のみで、残りの234人が「御蔵出」ということになる。

では、「御蔵出」とは具体的にどういうものであろうか。まず、『国事叢記』(貞享3年6月11日条)には次のようにある。

御蔵出ト云八村八雖渡、御代官より免切万事指図ス、是御半知より始ル
 それまで給人は直接村から年貢米を収納していたのであるが、もはや年貢率などの決定権はなく、代官の指示に従って収納することになったのである。

さらに、『続片鱗記』には次のようにある。

五百五十石以下者御蔵出しニ被仰付、夫米・口米相止取米計ニ而相渡、夫・口八御取入ニ罷成、却而御台所入八相
 増可申事哉、右夫・口相止候儀御蔵出し面々永久之難儀相成候

つまり、今まで給人に入っていた夫米・口米が藩に入ることになったのである。夫米は、初めは人夫を徴発していたものを、後に村高100石について米5石収めるようになったもの、口米は年貢高の3%であった。これらの税収が給人には入らなくなったのであり、家臣の生活はさらに窮乏することになったのである。そして、この税収が半知による藩財政の窮乏にあてられたと考えられる。

さて、30人と少人数になった「地方知行」の給人についても、前掲の史料にもあるように、本多長員以外の給人には、もはや知行地内の山や川の支配権が認められなくなってしまった。

ところで、給知所務を見てみると、53年（承応2）に発令された法令²¹⁾は次のような内容になっていた。

条々

- 一 寺社領江非分申掛間鋪事
- 一 地下人迷惑之子細候而走候儀有之者、其村之庄屋・壱万石之与頭として留置可相達之、遂穿鑿可申付事
- 一 夏成其在在所之畠方之高百石二付壱ツ半物成可納所之、但法之外悪所之地者見計可有用捨事
- 一 諸納所外之上秤目如御蔵入可納所事
- 一 高百石付而夫米納五石宛給人可相納、悪所者見立候而可有用捨、遠夫・小役等何にても申懸間敷之、若無拋用在之時百姓を雇於召仕者扶持方を出、人足壱人二付一日二日用銀五分宛、馬壱疋付而飼料大豆貳升、銀壱匁五分宛口付共二可致下行、但公儀御普請時八可為各別事
- 一 高百石二付而糠五斗入貳拾俵、藁貳拾把結六拾束宛可納之事
- 一 高百石二付而雪垣之代銀五匁宛可納之事右此旨可相守者也

この時点でも、第2条により逃亡を企てた百姓に対しての裁判権がなくなっており、また、第4条に「如御蔵入」とあるように年貢率は蔵入地と同率であること、第5条で百姓の恣意的使役の禁止や夫米などの公定など給人の権限が制限される内容となっていた。そして、半知後の87年（貞享4）の給知所務に関する法令²²⁾は次のようになった。

条々

- 一 給知之百姓公事諍論可任郡奉行之支配事
- 一 寺社領に対して理不尽不可有事
- 一 給知之百姓難儀之子細有之、出奔之宿意あらは其組頭庄屋留置之、早速郡奉行所へ可相達間僉議之上可沙汰事
- 一 知行之所務升秤之分量如蔵入可令収納事
- 一 高百石夫米納五歩之法を以可令収納、但各別之悪地八可有用捨事
- 一 夫米収納之上八夫役八一切不可申付、若無拋用事有之人馬を使ふ時八、人夫八扶持の外日用銀五分、馬八大豆貳升銀七匁、口付八人夫同前、此法ヲ以可令下行事
- 一 高百石糠五斗入貳拾俵、藁貳拾把結六十束、雪垣代銀五匁、此法ヲ以可令収納事右可相守此旨者也

この2つの法令を比べると、まず、第1条が新たに追加され、百姓の「公事諍論」は「郡奉行之支配」となった。したがって、この条目により給人の百姓に対する裁判権が完全に消失してしまったのである。さらに、その他の条目でも、内容的にはほとんど変わらないのだが、全体的に「一切不可申付」とか「可令収納事」という強い表現になっていることがわかる。

このように、秀康時代には給人に認められていた知行地に対する年貢率の決定や山や川の支配権お

よび給人の百姓裁判権などの強い権限が、53年（承応2）の法令でも制限されているが、さらにこの事件をきっかけに権限が弱体化している。したがって、知行地の半減のみならず、権限の弱体化により、家臣団は大きな痛手を負うことになった。

3. おわりにかえて

私が大学の卒論で選んだテーマが「福井藩政史の研究～貞享の半知を中心に～」であった。2年前に卒論を返していただき、ほぼ17年ぶりに読み返してみた。卒論当時は、まだ、『福井県史』通史編は刊行されておらず、また、現在、縁あって文書館に勤めることになり、もう一度、内容を再考し、まとめなおしたいと思うようになった。

そこで、再び舟沢氏の論文や、新たに『福井県史』通史編を参考にさせていただいた。それらの中で、半知までも時代が下るにつれ、徐々に領知高にしろる知行地率が減少し、また、家臣団の持つ権限も制限されてきていたことが述べられていた。本文でも述べたが、その流れは綱昌時代も同じで、さらに、この事件をきっかけとして、一層その傾向が強まったといえる。

「はじめに」でも記したが、この原稿はほんの一部であり、まだまだ考察すべき点は多く、内容的にもまだまだ検討すべき点が多い。今後さらに研究を深め、福井藩政史の大きな転機となった「貞享の半知」についてまとめていきたいと思う。

注

- 1) 秀康の拝領高には67万石や75万石の説があるが、「家譜」などが採用している68万石説が妥当であると考えられている。
- 2) 隼田嘉彦「福井県史 近世編 の編さんを終えて」(『福井県史研究』第15号)の中で、忠直は改易ではなく隠居であったことが説明されている。
- 3) 舟沢茂樹「福井藩家臣団と藩士の昇進」(『福井県地域史研究』創刊号) 同「福井藩における知行制について」(『福井県地域史研究』第2号)「越前松平家の官位家格について」(『福井県地域史研究』第4号)。
- 4) 『福井県史』通史編3・4。
- 5) 昌勝は本藩を継いだ光通よりも数ヶ月前に生まれていたが、母が側室であったために嫡男ではなかった。
- 6) 綱吉の治世は独裁的な傾向が強く、幕政が安定期に入っていたにもかかわらず、藩とりわけ一門や譜代の改易数が多いという特徴がある(藤野保『新訂 幕藩体制史の研究』)。
- 7) 『土芥冠讎記』によると、隠居した昌親は何事も自分の意のままにならず経済的にも不自由なために、再び越前を「押領」しようと計画したという。
- 8) 『福井市史』資料編6 近世四上 P.148。
- 9) 松平文庫「隆芳院様御代給帳・大安院様御代給帳・清浄院様御代給帳」。
- 10) 松平文庫「探源院様御再勤後給帳」、「見性院様御代松岡給帳」、「探源院様江大安院様方吉江御附人」の両書と合綴されている。
- 11) 第4代藩主光通は1668年(寛文8)に飯田主米を家老に抜擢し、多くの改革を行った。
- 12) 『福井県史』通史編3 P.217。
- 13) 舟沢茂樹「福井藩における知行制について」(『福井県地域史研究』第2号)。
- 14) 『福井県史』通史編3 P.217、P.246。
- 15) 松平文庫「貞享三寅年御家中末々迄被減覚」。
- 16) 「国事叢記」貞享3年閏3月6日の条に「毛屋繰舟相止」とある。宗矩時代に再び行われたようだが、これは、宗昌が松岡藩より本藩を継いだ際、松岡藩より随ってきた家臣が、半知後空き地になっていた毛屋などに移り住んだためと思われる。

- 17) 酒井康家文書「酒井玄蕃宛書出」(『福井市史』資料編 4 近世二)。
- 18) 彦坂重雄家文書「松平綱昌知行宛行状」(『福井市史』資料編 4 近世二)。
- 19) 彦坂重雄家文書「彦坂又兵衛宛書出」(『福井市史』資料編 4 近世二)。
- 20) 松平文庫「御用諸式目」の「十 知行并扶持切米被下定、附御役料事」(『福井県史』資料編 3 中・近世一)。
- 21) 越葵文庫「家譜」(『福井市史』資料編 6 近世四上)。
- 22) 松平文庫「御用諸式目」の「九 給知所務之御定事」(『福井県史』資料編 3 中・近世一)。